申請

平成 25 年 10 月 17 日

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

> 福島県知事 佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 20 条第 2 項に基づく平成 25 年 1 0 月 9 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
- (1) 福島県福島市において産出されたウメ
- (2) 福島県伊達市において産出されたウメ
- (3) 福島県桑折町において産出されたウメ
- (4) 福島県国見町において産出されたウメ

2 解除を申請する理由

平成25年6月10日から7月1日までに福島県福島市、伊達市、桑折町及び国見町で実施 した検査結果において、安全が確認された。

なお、解除後も引き続き、緊急時環境放射線モニタリング計画による安全確認検査を実施する。

検査の詳細は、別添資料のとおりである。

1 出荷制限を解除する範囲 福島県福島市で生産されるウメ

2 解除申請までの検査計画

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」(平成25年3月19日付け原子力災害対策本部長公表)IVの3に基づき検査を実施し、すべてが基準値を下回った。(別添1参照)

3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

解除後において、出荷が見込まれる場合は、ウメの種類ごとに原則3点以上の検査を 実施し、検査結果を公表していく。

なお、平成25年産ウメについてはモニタリング検査に提供した検体のみであり、出 荷用に収穫・加工は行っていない。

4 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策について

ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等(以下、「出荷団体等」という(別添2 参照)。)の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、 ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関 の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生産履歴、集荷先及び販売先等の 記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

なお、出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、 生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産履歴を記録・保管し、出 荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

県は、県内の出荷状況をJA全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(4) 卸売市場等出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して県内のウメで出荷制限が引き続き指示されている市町村 について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認さ せることにより区分管理するよう指導する。

5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 基準値を超える検査結果が確認された場合、当該地域のウメについて、県は即時に出 荷自粛を求める。

6 ウメ加工品の検査体制の確立・

ウメについては、梅干し等の漬物に加工されることが想定されるため、県の管理の下、 以下のとおり、出荷制限解除市町村において梅し干加工・販売を行う全ての生産者が放 射性物質検査を行う体制を整備し、安全確保を徹底する。

(1) 梅干し加工を行う者の届出義務化

「漬物製造施設の衛生確保に関する要綱」等に基づき、漬物を製造販売する営業者は、保健所への届出が義務化されたことからウメ加工を行う場合は届出を行うよう周知し、保健所からの衛生管理指導を徹底する体制を整備する。

(2) 届出加工者による放射性物質検査の徹底

県は、梅干し等を製造・販売する生産者には、梅干し等の製造・販売においては放射性物質検査を行い、基準値を下回っていることを確認するよう指導を徹底する。

(3)直売所の陳列・販売前の基準値以下の確認の徹底

県は、地域内の全直売所に対し、梅干し等を陳列・販売する場合には、基準値を下回っていることを確認したものを取り扱うよう巡回により指導する。

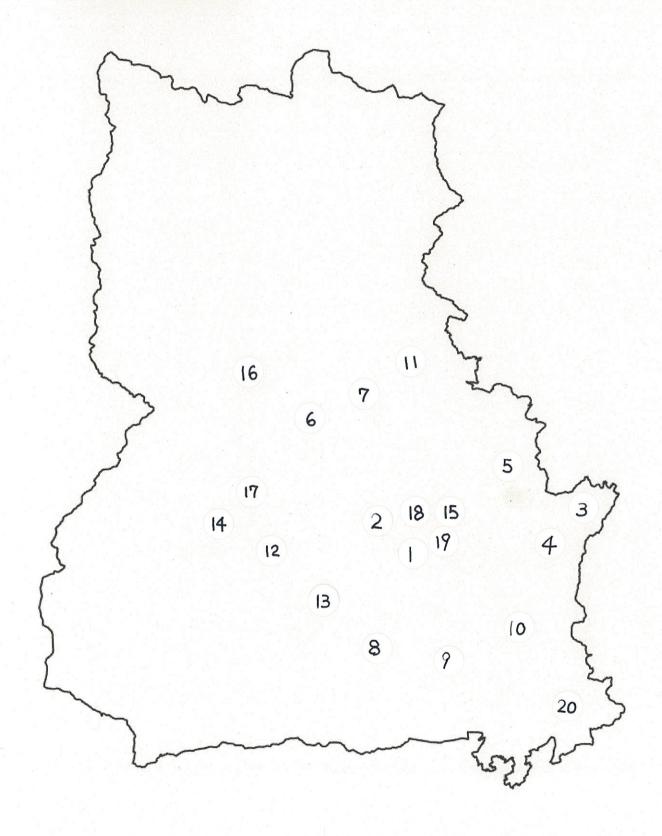
(4) 放射性物質検査の重点実施

福島市産ウメ検査実績

分析機関:福島県農業総合センター

□ 基準値:放射性セシウム(100Bq/kg)

	·		(Bq/kg)
番号	平成	25年度	गांस ०० हास
() 一	検査日	モニタリング検査	平成23年度
1	H25. 6. 10	33	690
2	H25. 6. 10	63	
3	H25. 6. 10	45	· <u> </u>
5	H25. 6. 10	27	<u> </u>
6	H25. 6. 10	16	
7	H25. 6. 10	8. 3	
8	H25. 6. 10	7	201
9	H25. 6. 10	33	_
10	H25. 6. 10	21	
11	H25. 6. 10	19	170, 145
12	H25. 6. 10	ND	164
14	H25. 6. 10	18	192
15	H25. 6. 10	38	270
16	Н25. 7. 1	12	141, 149, 174
17	H25. 6. 10	22	173, 156
18	H25. 6. 27	15	240
19	Н25. 6. 27	30	340
20	Н25. 6. 10	18	



出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
福島市	新ふくしま農業協同組合	福島市、川俣町	メウ
福島市	農産物直売所 四季の里 農村いちば 福島市		メケ
福島市	農産物直売所ディスカバリー	福島市	メケ
福島市	あぐりハウス 飯野	福島市	メケ

1 出荷制限を解除する範囲 福島県伊達市で生産されるウメ

2 解除申請までの検査計画

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」(平成25年3月19日付け原子力災害対策本部長公表)IVの3に基づき検査を実施し、すべてが基準値を下回った。(別添1参照)

3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

解除後において、出荷が見込まれる場合は、ウメの種類ごとに原則3点以上の検査を 実施し、検査結果を公表していく。

なお、平成25年産ウメについてはモニタリング検査に提供した検体のみであり、出 荷用に収穫・加工は行っていない。

4 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策について

ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等(以下、「出荷団体等」という(別添2参照)。)の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生産履歴、集荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

なお、出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、 生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産履歴を記録・保管し、出 荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

県は、県内の出荷状況をJA全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(4) 卸売市場等出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して県内のウメで出荷制限が引き続き指示されている市町村 について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認さ せることにより区分管理するよう指導する。

- 5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 基準値を超える検査結果が確認された場合、当該地域のウメについて、県は即時に出 荷自粛を求める。
- 6 ウメ加工品の検査体制の確立

ウメについては、梅干し等の漬物に加工されることが想定されるため、県の管理の下、 以下のとおり、出荷制限解除市町村において梅し干加工・販売を行う全ての生産者が放 射性物質検査を行う体制を整備し、安全確保を徹底する。

(1) 梅干し加工を行う者の届出義務化

「漬物製造施設の衛生確保に関する要綱」等に基づき、漬物を製造販売する営業者は、保健所への届出が義務化されたことからウメ加工を行う場合は届出を行うよう周知し、保健所からの衛生管理指導を徹底する体制を整備する。

(2) 届出加工者による放射性物質検査の徹底

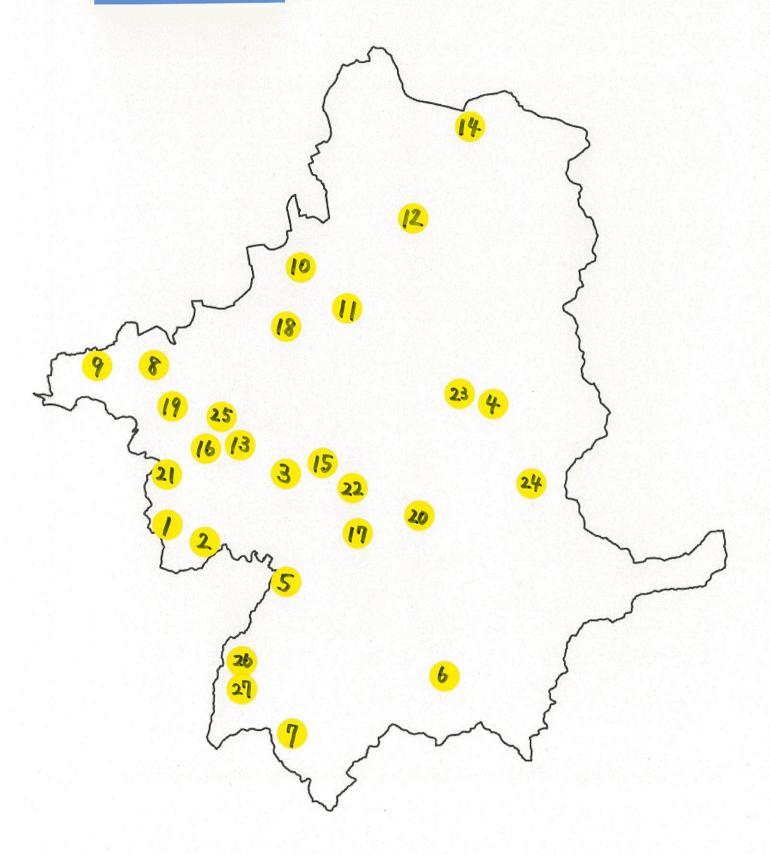
県は、梅干し等を製造・販売する生産者には、梅干し等の製造・販売においては放射性物質検査を行い、基準値を下回っていることを確認するよう指導を徹底する。

(3) 直売所の陳列・販売前の基準値以下の確認の徹底

県は、地域内の全直売所に対し、梅干し等を陳列・販売する場合には、基準値を下回っていることを確認したものを取り扱うよう巡回により指導する。

(4) 放射性物質検査の重点実施

伊達市



伊達市産ウメ検査実績

分析機関:福島県農業総合センター

□ 基準値:放射性セシウム(100Bq/kg)

(Ba/kg)

PR 2 5年 PR 2 3年 P				(Bq/kg)
日 25.6.17 42		平	成25年	
2 25. 6. 17 65 420 3 25. 6. 17 50 — 4 25. 6. 17 7. 7 300 5 25. 6. 17 22 630 6 25. 6. 17 34 310 7 25. 6. 17 36 — 8 25. 6. 17 21 440 9 25. 6. 17 4. 7 — 10 25. 6. 17 16 — 11 25. 6. 17 7. 4 — 12 25. 6. 17 14 — 13 25. 6. 17 8 240 14 25. 6. 17 8 240 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 18 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 5. 8 168 21 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24	No	検査日	モニタリング検査	平成23年
3 25. 6. 17 50 — 4 25. 6. 17 7. 7 306 5 25. 6. 17 22 63(6) 6 25. 6. 17 34 31(7) 7 25. 6. 17 36 — 8 25. 6. 17 21 44(7) 9 25. 6. 17 16 — 11 25. 6. 17 7. 4 — 12 25. 6. 17 14 — 13 25. 6. 17 8 24(7) 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 4. 2 111 24 2	1	25. 6. 17	42	_
4 25. 6. 17 7. 7 300 5 25. 6. 17 22 636 6 25. 6. 17 34 310 7 25. 6. 17 36 8 25. 6. 17 21 440 9 25. 6. 17 4. 7 10 25. 6. 17 16 11 25. 6. 17 7. 4 12 25. 6. 17 14 13 25. 6. 17 8 240 14 25. 6. 17 8 240 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25	2	25. 6. 17	65	420
5 25. 6. 17 22 636 6 25. 6. 17 34 310 7 25. 6. 17 36 — 8 25. 6. 17 21 440 9 25. 6. 17 16 — 10 25. 6. 17 16 — 11 25. 6. 17 14 — 12 25. 6. 17 14 — 13 25. 6. 17 8 240 14 25. 6. 17 8 240 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6.	3	25. 6. 17	50	
6 25. 6. 17 34 310 7 25. 6. 17 36 — 8 25. 6. 17 21 440 9 25. 6. 17 4. 7 — 10 25. 6. 17 16 — 11 25. 6. 17 7. 4 — 12 25. 6. 17 14 — 13 25. 6. 17 8 240 14 25. 6. 17 8 240 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 23 360 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111	4	25. 6. 17	7. 7	300
7 25. 6. 17 36 — 8 25. 6. 17 21 440 9 25. 6. 17 4. 7 — 10 25. 6. 17 16 — 11 25. 6. 17 7. 4 — 12 25. 6. 17 14 — 13 25. 6. 17 8 240 14 25. 6. 17 8 240 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 27 24 24	5	25. 6. 17	22	630
8 25. 6. 17 21 440 9 25. 6. 17 4. 7 — 10 25. 6. 17 16 — 11 25. 6. 17 7. 4 — 12 25. 6. 17 14 — 13 25. 6. 17 8 240 14 25. 6. 17 8 240 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	6	25. 6. 17	34	310
9 25. 6. 17 4. 7 10 25. 6. 17 16 11 25. 6. 17 7. 4 12 25. 6. 17 14 13 25. 6. 17 8 14 25. 6. 17 8 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 -	7	25. 6. 17	36	
10 25. 6. 17 16 11 25. 6. 17 7. 4 12 25. 6. 17 14 13 25. 6. 17 3. 5 14 25. 6. 17 8 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 -	8	25. 6. 17	21	440
11 25. 6. 17 7. 4 — 12 25. 6. 17 14 — 13 25. 6. 17 8 240 14 25. 6. 17 8 240 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 -	9	25. 6. 17	4. 7	_
12 25. 6. 17 14 — 13 25. 6. 17 3. 5 580 14 25. 6. 17 8 240 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	10	25. 6. 17	16	_
13 25. 6. 17 3. 5 580 14 25. 6. 17 8 240 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 24 -	11	25. 6. 17	7. 4	_
14 25. 6. 17 8 240 15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 -	12	25. 6. 17	14	_
15 25. 6. 24 7. 1 310, 360, 300 16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 -	13	25. 6. 17	3. 5	580
16 25. 6. 24 18 220 17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 -	14	25. 6. 17	8	240
17 25. 6. 24 25 760 18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	15	25. 6. 24	7. 1	310, 360, 300
18 25. 6. 17 6. 8 290 19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	16	25. 6. 24	18	220
19 25. 6. 24 5. 8 168 20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	17	25. 6. 24	25	760
20 25. 6. 24 6. 8 270 21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	18	25. 6. 17	6. 8	290
21 25. 6. 17 34 330 22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	19	25. 6. 24	5. 8	168
22 25. 6. 17 23 360 23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	20	25. 6. 24	6. 8	270
23 25. 6. 24 4. 2 111 24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	21	25. 6. 17	34	330
24 25. 6. 24 18 199, 116 25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	22	25. 6. 17	23	360
25 25. 6. 27 14 125 26 25. 6. 24 24 —	23	25. 6. 24	4. 2	111
26 25. 6. 24 24 —	. 24	25. 6. 24	18	199, 116
	25	25. 6. 27	14	125
27 25. 6. 24 32 -	26	25. 6. 24	24	_
	27	25. 6. 24	32	_

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
伊達市	伊達みらい農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	メケ
伊達市	伊達果実農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ナケ
伊達市	保原青果市場	伊達市、桑折町、国見町	カメ
伊達市	伏黑地方卸売市場	伊達市、桑折町、国見町	ナケ
伊達市	伊達みらい農業協同組合 直売所(直 売所あたご、みらい百彩館、たんぽぽ 伊達市 直売会)	伊莲市	ウメ

1 出荷制限を解除する範囲 福島県桑折町で生産されるウメ

2 解除申請までの検査計画

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」(平成25年3月19日付け原子力災害対策本部長公表)IVの3に基づき検査を実施し、すべてが基準値を下回った。(別添1参照)

3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

解除後において、出荷が見込まれる場合は、ウメの種類ごとに原則3点以上の検査を 実施し、検査結果を公表していく。

なお、平成25年産ウメについてはモニタリング検査に提供した検体のみであり、出 荷用に収穫・加工は行っていない。

4 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策について

ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等(以下、「出荷団体等」という(別添2 参照)。)の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、 ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関 の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生産履歴、集荷先及び販売先等の 記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

なお、出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、 生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産履歴を記録・保管し、出 荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

県は、県内の出荷状況をJA全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(4) 卸売市場等出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して県内のウメで出荷制限が引き続き指示されている市町村 について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認さ せることにより区分管理するよう指導する。

- 5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 基準値を超える検査結果が確認された場合、当該地域のウメについて、県は即時に出 荷自粛を求める。
- 6 ウメ加工品の検査体制の確立

ウメについては、梅干し等の漬物に加工されることが想定されるため、県の管理の下、 以下のとおり、出荷制限解除市町村において梅し干加工・販売を行う全ての生産者が放 射性物質検査を行う体制を整備し、安全確保を徹底する。

(1) 梅干し加工を行う者の届出義務化

「漬物製造施設の衛生確保に関する要綱」等に基づき、漬物を製造販売する営業者は、保健所への届出が義務化されたことからウメ加工を行う場合は届出を行うよう周知し、保健所からの衛生管理指導を徹底する体制を整備する。

(2) 届出加工者による放射性物質検査の徹底

県は、梅干し等を製造・販売する生産者には、梅干し等の製造・販売においては放射性物質検査を行い、基準値を下回っていることを確認するよう指導を徹底する。

(3)直売所の陳列・販売前の基準値以下の確認の徹底

県は、地域内の全直売所に対し、梅干し等を陳列・販売する場合には、基準値を下回っていることを確認したものを取り扱うよう巡回により指導する。

(4) 放射性物質検査の重点実施

桑折町

桑折町産ウメ検査実績

分析機関:福島県農業総合センター

□ 基準値:放射性セシウム(100Bq/kg)

(Bq/kg)

				(Bq/kg)
	平成 2	25年		
No	検査日	モニタリング検査	平成24年	平成23年
1 .	25. 6. 20	20	<u> </u>	610
2	25. 6. 24	14		199
<u> </u>	25. 6. 20	19	<u> </u>	700
3	25. 6. 17	89		, _
4	25. 6. 13	21		_
4	25. 6. 24	9. 6	1	270
5	25. 6. 24	8. 5	1	137
6	25. 6. 24	30	_1	102
7	25. 6. 20	17	_	-
8	25. 6. 24	69	_	_
9	25. 6. 24	7. 2		192
10	25. 6. 13	50	_	_
· 11	25. 6. 13	ND .	_	-
12	25. 6. 13	22		_
13	25. 6. 13	13	_	
14	25. 6. 13	13	42	_
15	25. 6. 13	2. 6	33	
16	25. 6. 20	22	46	_
17	25. 6. 24	59		340
18	25. 6. 17	12	. —	320
19	25. 6. 24	19	_	340
20	25. 6. 13	52		410
21	25. 6. 24	4. 7	. -	154

出荷制限区域の出荷団体等

_			
	出荷団体	集荷工リア	出荷制限品目
達みらし	伊達みらい農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ケメ
伊達果実農業協	農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ケメ
保原青果市場	1場	伊達市、桑折町、国見町	ナケ
伏黒地方卸売市場	亚克市場	伊達市、桑折町、国見町	メウ
速みらし 加直売所	伊達みらい農業協同組合 桑折農産 物直売所	桑折町	メウ

1 出荷制限を解除する範囲 福島県国見町で生産されるウメ

2 解除申請までの検査計画

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」(平成25年3月19日付け原子力災害対策本部長公表)IVの3に基づき検査を実施し、すべてが基準値を下回った。(別添1参照)

3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画・

解除後において、出荷が見込まれる場合は、ウメの種類ごとに原則3点以上の検査を 実施し、検査結果を公表していく。

なお、平成25年産ウメについてはモニタリング検査に提供した検体のみであり、出 荷用に収穫・加工は行っていない。

4 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策について

ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等(以下、「出荷団体等」という(別添2 参照)。)の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、 ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関 の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生産履歴、集荷先及び販売先等の 記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

なお、出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、 生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産履歴を記録・保管し、出 荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

県は、県内の出荷状況をJA全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(4) 卸売市場等出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して県内のウメで出荷制限が引き続き指示されている市町村 について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認さ せることにより区分管理するよう指導する。

- 5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 基準値を超える検査結果が確認された場合、当該地域のウメについて、県は即時に出 荷自粛を求める。
- 6 ウメ加工品の検査体制の確立

ウメについては、梅干し等の漬物に加工されることが想定されるため、県の管理の下、 以下のとおり、出荷制限解除市町村において梅し干加工・販売を行う全ての生産者が放 射性物質検査を行う体制を整備し、安全確保を徹底する。

(1) 梅干し加工を行う者の届出義務化

「漬物製造施設の衛生確保に関する要綱」等に基づき、漬物を製造販売する営業者は、保健所への届出が義務化されたことからウメ加工を行う場合は届出を行うよう周知し、保健所からの衛生管理指導を徹底する体制を整備する。

(2) 届出加工者による放射性物質検査の徹底

県は、梅干し等を製造・販売する生産者には、梅干し等の製造・販売においては放射性物質検査を行い、基準値を下回っていることを確認するよう指導を徹底する。

(3) 直売所の陳列・販売前の基準値以下の確認の徹底

県は、地域内の全直売所に対し、梅干し等を陳列・販売する場合には、基準値を下回っていることを確認したものを取り扱うよう巡回により指導する。

(4) 放射性物質検査の重点実施

国見町産ウメ検査実績

分析機関:福島県農業総合センター

□ 基準値:放射性セシウム(100Bq/kg)

(Bq/kg) 番号 検査日 平成25年度 平成24年度 平成23年度 H25.6.24 6.6 164 1 ND H25.6.13 260 2 H25.6.13 11 3 H25.6.13 9.3 H25.6.13 4 13 77 340 5 H25.6.13 25 62 6 H25.6.13 15 40

※ 平成24年6月4日に実施した緊急時環境放射線モニタリング検査において、 210Bq/kgを検出したため、同年6月6日に出荷制限が指示されたほ場がある。 当該ほ場については、平成25年4月に伐採されているため、平成25年は検 査対象としていない。

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷工リア	出荷制限品目
国見町	伊達みらい農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
国見町	伊達果実農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ナケ
国見町	保原青果市場	伊達市、桑折町、国見町	メケ
国見町	伏黑地方卸売市場	伊達市、桑折町、国見町	ウメ